

○和洋女子大学メディアセンター文献複写細則

(趣旨)

**第1条** この細則は、和洋女子大学メディアセンター利用細則第14条の規定に基づき、和洋女子大学メディアセンター（以下「メディアセンター」という。）が受託する文献複写について必要な事項を定める。

(文献複写の原則)

**第2条** メディアセンターは、著作権法に定められた範囲内かつ、利用者が学習、教育又は研究の用に供することを目的とする場合に限り、文献複写を受託することができる。

2 貴重資料の複写は和洋女子大学メディアセンター貴重資料内規に、オンライン資料の複写印刷は和洋女子大学メディアセンターオンライン資料利用内規に別に定める。

(定義)

**第3条** この細則における用語は、当該各号に定めるところによる。

(1) 文献複写：メディアセンター所蔵の資料について、メディアセンターが受託（学内者にあつては私費支弁のみ）するもの。

(2) 依頼者：メディアセンターに文献複写を依頼する個人又は機関。

(3) ILL システム：国立情報学研究所の目録・所在情報サービスにおいて、図書館間で図書資料の貸借業務及び文献複写の受付・依頼業務を行う相互貸借システム。

(4) ILL 相殺サービス：ILL システムを利用した国立情報学研究所の ILL 文献複写等料金相殺サービス。

(5) 学内者：和洋女子大学メディアセンター利用細則第2条第1号、2号、5号、6号に定める者で、和洋女子大学メディアセンター利用細則第3条により利用証の交付を受けている者。

(6) 学外者：和洋女子大学メディアセンター利用細則第2条第3号、4号、7号、8号に定める範囲の者で、和洋女子大学メディアセンター利用細則第3条により利用証の交付を受けている者。

(申込方法)

**第4条** 依頼者は、所定の文献複写申込書をメディアセンターに提出、又は ILL システムを利用することにより、文献複写をメディアセンター長に申し込む。ただし、学外者は所属の機関・図書館において文献複写を申し込む。

2 メディアセンター内においては、依頼者は所定の館内複写申込書をメディアセンターに提出することにより、文献複写をメディアセンター長に申し込む。

3 メディアセンター長は、複写を承認しないことがある。

(複写物の交付及び料金の納入方法)

**第5条** メディアセンターは、文献複写依頼の申込みを受託した場合、別表1により

(和洋女子大学メディアセンター文献複写細則)

算出した文献複写料金（以下「料金」という。）を依頼者に通知する。

- 2 依頼者はメディアセンターに料金を納付した後、複写物の交付を受ける。なお、メディアセンターは依頼者の求めに応じて料金の受領証を発行する。
- 3 前項の規定にかかわらず、依頼者が次の各号のいずれかの機関である場合には、料金を後納とすることができる。
  - (1) ILL相殺サービスへの参加機関（以下「相殺機関」という。）
  - (2) 前号以外の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校に設置された図書館及びそれに類する施設、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条に規定する図書館、国立及び独立行政法人の研究機関、国立国会図書館その他メディアセンター長が特に許可した機関（以下「後納機関」という。）
- 4 相殺機関にあっては、国立情報学研究所が定めるILL文献複写等料金相殺サービス利用規程及びILL文献複写等料金相殺サービス利用細則に従い料金を納付する。
- 5 後納機関からの文献複写を受託したメディアセンターは、複写物を交付すると同時に当該料金の請求書を発行し、依頼者へ発送する。
- 6 後納機関にあっては、請求書に記載された納付期限内にメディアセンターの指定する方法で料金を納付する。
- 7 前項において、正当な理由なく料金の支払いが納付期限を超えてなされたときは、以後当該機関を後納機関として認めない。
- 8 一旦納付した料金は、正当な理由がない限り還付しない。  
(デジタル化送信資料の申込・利用及び複写)

**第6条** 学内者は所定のデジタル化送信資料利用複写申込書をメディアセンターに提出することにより、メディアセンター長にデジタル送信された資料の利用及び複写を申し込むことができる。

- 2 デジタル送信化を受けた資料の複写は、著作権法第31条の規定に基づき、メディアセンター管理端末より、メディアセンターが行う。

(料金等の額)

**第7条** 文献複写料金は、別表1のとおりとする。

- 2 別表1に次の各号に掲げる経費を加算して、徴収するものとする。
  - (1) 通信運搬費として、複写物及び料金通知を郵送する場合は送料の実費を徴収する。
  - (2) 後納機関にあっては、振込手数料を徴収する。

(細則の改廃)

**第8条** この細則の改廃は、メディアセンター委員会及び全体協議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この細則は、平成26年12月16日から制定施行する。

附 則

第2編 和洋女子大学 第1部 大学 第7章附属施設等

(和洋女子大学メディアセンター文献複写細則)

この細則は、平成27年4月1日から改正施行する。

別表1 文献複写料金表

種別	複写方式	区分	単位	料金	支払
館内複写	電子複写方式 (～A3まで)	カラー	1枚	40円	現金
		モノクロ	1枚	10円	
ILL 相殺館	電子複写方式 (～A3まで)	カラー	×		相殺
		モノクロ	1枚	40円	
ILL 非相殺館	電子複写方式 (～A3まで)	カラー	×		郵便振込 (手数料別途徴収)
		モノクロ	1枚	40円	